

## 江南市鎮の生産・流通・消費の歴史的位罫：手工業 生産と無頼・棍徒・脚夫

川勝, 守  
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/25780>

---

出版情報：九州大学東洋史論集. 26, pp.1-28, 1998-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン：  
権利関係：

# 江南市鎮の生産・流通・消費の歴史的位罫

—手工業生産と無頼・棍徒・脚夫—

川 勝 守

はじめに

明清時代、江南市鎮の多くに棉花・棉糸・棉布や生糸・絹織物といった纖維生産手工業が営まれており、それによつて当該市鎮の再生産構造が成立していたこと、しかも、市鎮間には木棉、絹布各業固有の分業關係が市・鎮—州・府城の都市階層間に成立していたとされることも、すでに本誌前号の拙稿に述べた通りである。ところで、明清時代、手工業を中心とした江南市鎮の生産・流通・消費の經濟活動はいかなる歴史的評価を与えるべきか、その結論を出すためにはいかなる注意が必要かなどを以下の本稿で検討してみたい。

## 第一節 江南市鎮手工業における生産と流通

乾隆『盛湖誌』下、風俗に、

惟在鎮之豐歉、固視乎田之荒熟、尤視乎商客之盛衰。蓋機戶仰食於紬行、紬行仰食於商客、而開張店肆者、即胥仰食於此焉。儻或乎商客希少、機戶利薄、則怨咨者多矣。

とあり、当盛沢鎮の景気は、もとより土地の生産性によるが、それ以上に重要なことは他所から商客、客商が集まつて来るか否かによる。蓋し紬・絹織物の機戶（はたや）は食、生活を紬行に仰ぎ、紬行は客商に食を仰ぎ、紬の店舗を開設する者は食をこれに仰ぐ。もし、客商が当鎮に来るのが希少であれば、機戶の利益は薄くなり、怨みを持つ者が多い。問題は当盛沢鎮に客商が来なくなるといふことはいかなる事態か、それはいかなる過程、原因で起るものかである。

盛沢鎮の史料では「商客の盛衰」、即ち客商が盛沢鎮に細絹の買い付けに来なくなることは仮定の話であった。ところがそれが現実起こったという史料がある。明末崇禎年間、殷聘尹編纂『外岡志』卷二、物産、貨之属に、

各鎮名色不一。惟外岡布因徽商僦居錢塘收買、遂名錢塘布。又有潤大者為官布、不常織、惟官買時為之。

とあり、蘇州府太倉州嘉定県、現在上海市嘉定区の外岡鎮には嘗て外岡布という鎮名を冠した綿布があったが、徽商に新安商人が収買拠点を錢塘鎮に移したので錢塘布という名称に変わってしまったという。これについては、民国元年序刊本『錢門塘郷志』卷一、郷域志、土産に、

丁純布、紗細工良。明時有徽商僦居里中、収買出版。自是、外岡各鎮多倣為之。遂俱稱錢門塘布。

とあり、当鎮の丁純布という綿布は綿糸が細く織り方も巧みである。明代に徽商・新安商人がここ錢塘に居住して収買していた。以来、外岡諸鎮地方一帯で生産される綿布は、その集積地であり、また他所への搬出地である錢門塘鎮の鎮名が冠したものである。日本近世、九州有田鍋島等の陶磁器がその集散地、且つ積み出し貿易港の伊万里の名を持って伊万里焼と称されたのと同様である。

それでは、かかる江南諸市鎮が生産する生糸・絹織物、また綿糸・綿布を徽商・新安商人など客商はどのような方法で、いかなる機構を通じて収買していたのか、そして上掲史料に言うごとき或る地点から或る地点へ、その居住地点即収買拠点を変更することが何故必要だったか、等々の検討をしてみよう。まず、棉業からみるが、江南における木綿商人の綿布問屋を布荘と呼ぶということは西嶋定生教授の研究以来、よく知られたところである。清、嘉慶年間纂『南翔鎮志』卷一、物産には、

棉布、有漿紗・刷線二種。槎里只刷線、名扣布、光潔而厚、製衣被耐久、遠方珍之。布商各字號俱在鎮。

とあり、布商の字号とある。ただし、俗称では綿布を買い付ける店を荘と言う史料もある。南翔鎮と共に、上海嘉定地区の棉布生産市鎮として知られる黄渡鎮について、清修、民国十二年刊『黄渡鎮志』卷二、物産に、

黄渡有刷紗而無漿紗。……紀王莊・泗涇莊兩種。へ割註 俗呼買布店、曰莊。へ

とあり、割註に買布の店を俗に荘と呼ぶとある。さらに同嘉定県の市鎮である石岡鎮について、清嘉慶十二年刻本『石岡広福合志』卷一、風俗には、

布商始萃南翔、近則黎明至広岡・石岡・畿濱、遷徙不常。非抱布者厭故喜新也。祇爭錙銖爾鎮。

とあって、布商は始めは南翔鎮に集まったが、その後最近では黎明郷、広岡鎮、石岡鎮、畿濱鎮と集散地が交代して綿布買付け地点が激変した。その理由についてはただ、綿布を抱えて布商・客商に売却しようとするものが故客なじみ客を嫌って新客を喜んだのではなく、錙銖に近い僅かな利益を求めるからという。そこで綿布等織維製品の買付け構造を検討してみる。客商がこの莊<sup>3</sup>字号、木綿問屋から綿布を買い付ける方法について、康熙十七年修、咸豊増修『紫隄村志』巻二、風俗には、

郷民多特布為生。往時各省布商、先發銀於莊而、徐収其布。故布価貴。貧民竭一日之力、贍八口而有余。今布有余積、而商無現銀。徧因日落、民生之計蹙矣。

往時は各省から来た綿布買付けの客商は現銀を綿布問屋の莊・字号に支払ってから布を収買した。だから綿布の価格は貴かった。しかし、今は莊・綿布問屋に綿布が多く集積してあっても、買付けの布商・客商が現銀を持っていないので木綿価格は下落してしまつた。同様な指摘が上海市西北部地区の紀王廟鎮、諸翟鎮地域の郷志である清、嘉慶十年刻本『淞南志』巻二、風俗に、

向時各省布商、多先發銀於各店、而徐収其布。故布価貴。貧民竭一日之力、贍八口而有余。今布有余積、而商無現銀。遂從此日落、民之生計蓋蹙矣。

ほとんど同文であるから、一方は先の方の文章を踏襲したものと思える。或は共通する原文があつたかも知れない。しかし、いずれにしてもこの種の史料は客商の布商が棉布問屋たる莊<sup>3</sup>字号から棉布を購入するとき、嘗ては現銀を用意していたものが、現銀無しに買い付けるようになったという変化を述べている。それはいかにして可能に成つたか、詳細は残念ながら分からない。

浙江、嘉興府桐郷県濮院鎮は、すでに筆者が書評で紹介検討したとき陳学文氏の研究が史料素材に使つた明清時代の絹、紬生産で知られた市鎮である。清、嘉慶二十五年（一八二〇）統纂『濮川所聞記』巻一、風俗には、

吾里機業十室而九、終歲生計、於五月新絲時為尤亟。富者居積、仰京省鑣至、陸統發売而収買機産。向伝設市翔雲觀後、則俱集大街、所謂永樂市也。日中為市、接領踵門。近年在各綢行収買、不集大街。

とあり、当濮院鎮の機業は北京その他各省からの客商の買い付けで繁栄した。さきには翔雲觀後に市場が成立したので、絹絹は大街に集積し、所謂永樂市であった。最近では各絹絹買い付け業者の収買は大街に集まらなくなったという。当濮院鎮産出の絹絹については、同『濮川所聞記』卷一、物産に、

濮院所産紡練絲、熟淨組織亦工、質細而滑、且柔韌耐久、可経浣濯。古物類記、有濮絹之称、其価不一。濮絹著名、首推陸澄槐、其次沈周望、今猶遠近伝之。

濮院鎮所産の絹絹の性質が優秀であり、その質の序列によって最著名が陸澄槐、二番目は沈周望とされ、その次序の順に製品価格に高低貴賤があるという。かかる濮院鎮の絹絹生産の歴史について、清、乾隆間輯『濮院瑣志』卷一、機杼に、  
自南宋淳景以後、濮氏経営蚕織、輕純素錦、日工日多。元時濮明之、立四大牙行、收積機産、遠商雲集。奚有永樂市之名。万曆間、改土機為紗綢製造、絶工濮絹之名、馳於海内。本朝康熙間、織業最盛。由此致富者甚衆。維時絲斤價賤、人尚儉朴。一切食用較之過年、僅十之二三。故每歲蓄積易至贏余也。

南宋の淳祐景定年間（十三世紀中葉）以後に土地の大地主濮氏が経営する養蚕製糸・織物業の織細輕快な細糸や無地の素絹の生産が日に日に拡大し、元時代には濮明之が四大牙行の仲買人との取り引きを持って、機織り生産物を販売した。そこで遠隔地から客商が雲集して、ここに永樂市の名が起こった、明代万曆年間（十六世紀後半から十七世紀初頭）に土機を改めて紗綢製造にしたので、絶工濮絹の名声は国内中に聞こえるようになった。本朝康熙年間（織業が最も盛んな時期である。絹絹織物業で財産を作るものが甚だ衆多である。この時、生糸は一斤価格が甚だ賤く、人の性格も質朴であり、一切の生活費はこれを過年、恐らくは明末万曆時、十六、七世紀の交に較べて十の二三、二〇から三〇パーセントであった。故に毎歳の蓄積は容易に余剰を出せたという。そして、次に絹絹生産状況を述べ、

機杼為闔鎮恒産、男婦藉此養育者、累累皆是。計其名、有絡絲、有織工、有挽工、有牽經、有刷辺、有運經、有紮扣、有接頭、又有接収、有修綢、有看庄。或人兼數事、或專習一業、生平足不出里巷、目不見外事。衣於是、食於是。尽其力而終身焉。非止藉此餬口。所關於人心風俗者、正復不淺余。若絲紬牙行、若煉坊并一切貿易、莫不仰給乎是。非所謂上古不相往來而養膳具足、為一郷所首重者歟。

生糸の紡績と機織り仕事は濮院鎮中誰でも行っている生業である。その業種は絡絲、織工、挽工、牽經、刷辺、運經、紮

扣、接頭及び、接収、修綱、看庄の各作業工程に応じた分業名称がある。絡絲は絡が給の意で生糸を供給する作業、織工は字の通り、挽工の挽はひく意であるが何をひく作業か不明である。牽経は経て糸を経架を捲いて張る作業、刷辺は意味不明ではあるが刷は印刷か刷毛のいずれも刷るに關係したものと思われる。後者であれば糊付けするの意味か。運経は経糸を運ぶ作業、紮扣はおさ・ひを絡む作業、接頭はこれも具体的には善く分らないが、次の接収と共に布の頭を揃えて引き継ぐ作業か、修綱は綱を調整する工程、看庄は作業工程全体を管理し、経営する総務である。この全工程管理者の看庄の指摘は重要である。各作業各工程はある人が数工程を担当するか、一人が一作業に専習するか、いずれにしても作業に没頭して街巷に外出せず、外事を見ない。衣服は決まったものを着、食は決まったものを食す、尽力して終身紡織の業を勤めない者はいないという。『濮院瑣志』機杆の続文は、

婦女多工、絡絲、每一両給錢三文、近則倍之。一日所獲可以自給。絡絲之法、用木兩根約三尺許、一木中銜小木、一木穿方孔、將所銜木插入、以便展合。用竹八根長可四尺、分立兩木、上藉以綱絲、謂之絡肚。壁間起細竹繩、繫其腰、墜以磚。使竹軒昂空中、竹之顛設半鉤引絲、謂之挑頭。削木六片、厚三四分、広一寸、作\*形、分兩頭、用細竹六根、長不充盈尺、嵌其木之端、以受絲。謂之躡子。躡通其中、挿以木柄、長二尺許、左手拈絲、右手持柄旋轉指間、使其絲纏繞、而所謂絡絲是也。又以皮作繩帶指上、使不傷指、其声格格然、謂之皮韃。

これは上掲の絡絲の工程の機械とそれを使用しての作業の説明である。まず、始めに婦女がこの作業に従事し、生糸一両(十六両一斤、一斤六百グラムとして、一両三十七、八グラム)当り給料三文であったが、最近二倍に値上がりしたという。十八世紀の好景氣を物語るものであろう。以下機械、道具及び操作作業の検討は省略する。次に、

絲有經、有緯、有絨。絡時逐一分記、緯躡既修、有竹器、名緯車、引絲纏繞。一人持其柄而搖之。其声与絡緯蟲無異名。為搖緯、緯盈其管、置水盆中取用、謂之緯子。

とあるが、経糸と緯糸の織り方と各糸運行に關連する道具機械を説明する。織工及び挽工について言ったものであろう。なお、ここに見える緯車は徐光啓『農政全書』卷三十四、蚕桑、織機に絵入りで説明がある。次に、

用木四枝、横二各丈余、直二高五六尺。兩直木各有齒、層累而上、謂之經竿扒頭。横竹一根、掛空中列鉤、謂之撩眼。

編竹成櫛木、周其四旁、大尺余、謂之經窓。以所絡經躡布、竹下引絲、鉤中入自經窓、復分其緒、兩人牽繞木齒、横經

其架、謂之牽經。

これは最後に明言しているごとく牽經の説明である。次に、

以絲橫經兩処、一人持木器、名辺梳。絲用小粉漿、往來梳刷使勻、謂之刷辺。為網之兩辺所用也。

これは刷辺の作業の説明であるが、横糸、緯糸に刷毛で糊付けする工程のようである。次に、

設木架置兩処、安機軸相去二丈余、名運床。以所牽之經布、其上有竹器、名窺視。辺梳較長、以粉漿梳之、良久旋復、  
轉軸以次収捲、謂之運經。

四、蚕桑に挿図が掲載されている経架である。木架を兩処に設け、輪軸を回して糸を梳く。明らかに徐光啓『農政全書』卷三十四、蚕桑に挿図が掲載されている経架である。次に、

機長二丈許、高一丈、堅木為之。首安轉軸、去地咫尺、中漸高、尾長而削、掘地作坎、垂以竹片。軸之前橫毛竹半面、織者坐其上、持梭左右擲旋、推機身、俱動兩脚、相繼踏竹片、札札成聲。大約輕網、日可一疋、重者二三日不等。織論  
轉數、每轉可得網一尺三四寸、以驗之時、候別遲速、十不爽一、至每機所需器物、不下數十件。雖老於機者、能一一數也。

これは前掲史料の記載順によれば紮扣である。絹絹の織工作業工程の中核部分である。輕網で一日に一疋、重い網で二三日という。次には、

機之上有木架、謂之花樓。拽工坐其上、花樣另有藍本。業是者、以世相伝。需用時、向其家賃之。拽者隨其樣、兩手扯拽、令開其絲梭、跳越而過、則絲浮而亮、湊合成花、或疎或密、無不畢肖。

これも前掲史料の記載順によれば接頭となるが、花模様、花柄の織り出し作業工程である。次に、  
濮網著名、首推陸澄懷、其次沈周望。今猶遠近伝之。

これは前掲の嘉慶二十五年（一八二〇）編纂『濮川所聞記』卷一、物産の記事と同様な指摘であり、濮院鎮の最著名な絹絹生産業者は第一が陸澄懷（ただし、所聞記は槐と作った）、第二は沈周望だという。これは当濮院鎮絹絹織物が優秀銘柄として市場で高く評価され、相当広域範囲で取り引き流通が行われていたことを示すと同時に、絹絹の消費状況の一端をも物語るものである。ただし、陸、沈兩名が何時の時期の人か不明であるが、十八世紀康熙乾隆間と思われる。さて、上掲文

の最後尾は、

一袖既成、有接收者、詣綱行售売、每疋除用錢若干。市間另設綱庄、每日午前、行家齊赴庄面收袖、謂之出庄。其素能看袖者、每行各用一人、名曰看庄、婦行覆按、謂之覆庄。覆庄准其綱、始合花樣矣。綱有絲頭未淨、行中召人修剪、謂之修綱。綱未熟焉、有坊煮之、謂之凍坊。坊中凍工、不下數十人。謂之凍手。於是綱無花素、各直省客商、熙熙攘攘、按期採買、而可以衣被海內矣。夫綱之為物、舒之不過數丈、卷之不過一握。錦繡在前方、且謂黠然無色耳。然必極經營、俾作之勞、而後為衣裳服御之用。然則一絲一縷、可不念從來之不易哉。

ここは前掲史料の接收、修綱、看庄に当たる説明である。濮院鎮の絹織物は綱と表記されていたが、ここでは袖と表記されており、あるいは綱と袖は同一であるかも知れない。さて、接收というのは綱行に行つて綱を売却することを言うが、この売買市場とは別に綱庄が設けられ、毎日午前に綱行の方が綱庄に赴いて、直接面談により綱を収める。これを出庄という。この庄については、乾隆三十六年修『盛湖志』卷下、建置志に、

新庄、旧庄向在市河南北大街。四郷業袖、俱赴庄售買。自乾隆壬申三月、庄面被災災者多。因于西腸圩之極南、扒地面空闊処、構造百余間、謂之新庄。

この庄（莊の表記もあり）は、綿布業者の売買機関の場合にはまた店とも呼ばれていたが、木綿であれ、絹織物であれ、牙行の買い付けが行われる機関であつた。上記の濮院鎮では一般に袖一疋を織ることに生産グループ中の接收なる者が袖行に行き販売していた。ところが、取り引きはそれとは別に綱庄を設けた。毎日午前中、綱行の買い付け人が庄が赴いて綱を收納したという。綱の生産と流通、売買取り引きは恒常的安定的になつたものと思われる。さて、綱行には綱の目利きをする専門職員がいて、これを看庄といい、買い付けた綱袖の花模様など品質の検査を行った。綱には綱頭が有り、未だ頭を揃え剪定していない布について人を集めて処置する。これが修綱であるという。綱が未だ熟していないものは、坊が有つてこれを煮る。これを凍坊という。坊中の凍工職人は数十人以上に昇り、凍手という。ここに、綱の花模様のあるもの、無地なものがあり、直隸各省の各地から到着した客商達は熙熙攘攘として、和やかに大騒ぎして、時期に応じて採買し、各地に流通することになる。以上の記述から、当濮院鎮に生産される綱袖絹織物は綱庄の取り引き市場の機構を通じて円滑に客商の手に渡り、全国流通する状況が分かるのである。



江南市鎮の木綿、絹関連の商品生産とその流通・消費との問題については、湖絲の名が国内全国のみならず海外にまで知られた、湖州府諸県とりわけ諸市鎮の製糸、諸絹織物業の検討が必要である。

まず、湖州地方の養蚕業者は自家の桑が不足すれば、他人の桑葉を購入することで補ったことがあり、それには桑葉の売買市場の成立が前提となる。乾隆二十五年修『烏青鎮志』卷二、農桑に、

凡畜蚕者、或自家桑葉不足、則預定別姓之桑。俗曰梢葉。凡蚕一觔、用葉八個（割註 二十觔為一個）。梢者先期約用銀四錢（謂之現梢）、既收繭而償者、約用銀五錢、雜費五分（謂之除梢）。葉價隨時高下、倏忽懸絕。諺云仙人難斷葉價。其時必有小鳥連叫曰、激山看火（俗云、三斗半把）。其声清徹可聽。或云、叫葉之貴賤、蚕畢即止。余地無之。或云、月令載、勝降于肆桑即此。故栽桑与梢葉最為穩当、不者謂之看空頭蚕。葉貴極、以白米粉糝葉上餌之、絲更光白而細、又一法。

自家の桑葉が不足する時には他人の桑葉を預定しておく、これを梢葉という。蚕一觔につき葉八個、一個二十觔で計百六十斤入用であり、桑葉を必要とする期間以前に現銀四錢を払う約束をするのを現梢という。それに対し、繭の生産後に償還する場合は桑葉価格は五錢、雜費五分が付き、三十八パーセントの利息となる。ただし、桑葉価格は時季に応じて高下し、投機的であつたという。ところで、右文の乾隆烏青鎮志、農桑の「其時必有小鳥連叫、云々」は、明末に礼部尚書から内閣大学士首輔を務めた湖州府烏程県南潯鎮の人、朱国楨『湧幢小品』卷二、農桑に、

湖地宜蚕、新絲妙天下、每蚕忙時、必有小鳥連叫曰、激山看火。其声清徹可聽。蚕畢則止。余地無之。とあるのを踏まえた文章であるが、更に『湧幢小品』卷二、蚕報には、

湖之畜蚕者多自栽桑、不則預租別姓之桑、俗曰秒葉。凡蚕一觔、用葉百六十觔。秒者先期約用銀四錢、既收而償者、約用五錢、再加雜費五分。蚕佳者用二十日辛苦、收絲可售銀一兩余、為綿為線、矢可糞田、皆資民家切用。此農桑為國根本、民之命脈也。我郡在在有之。惟德清尤多。本地葉不足、又販於桐鄉・洞庭。價隨時高、倏忽懸絕。諺云、仙人難斷葉價、故栽与秒最為穩当、不者謂之看空頭蚕。有天幸者、往往趣之。余隣家章姓者、予占桑價、占賤即畜至百余觔。凡二十年無爽、白手厚獲、生計遂饒。鼓棊賽謝以為常、一日養畢、有婦人矮而肥白、求齋、臥于地不肯去。

この記事を先の烏青鎮志、農桑と比較すれば、乾隆時期の烏青鎮志の文言はすべて明末段階には用意されていることが分

かろう。むしろ、前掲烏青鎮志農桑には湧幢小品に見えた養蚕農家が二十日間の労働辛苦により、製品たる繭もしくは生糸の売却により銀一兩を獲得したという個所や本地の桑葉が不足すれば嘉興府桐郷県・蘇州府地方の洞庭山から購入するといった記事等は消えていることもある。さて、この湖州府烏程県の南潯鎮地域の梢葉については、汪曰楨纂、咸豊・同治間修『南潯鎮志』卷二十二、農桑に、梢葉の項目を立て、諸文献を引用して説明する。

〔董開榮・育蚕要旨〕

如桑地少、必須買葉。大眠後開葉船、買葉当用十担、先買五担、恐蚕或不佳、不至余葉、且恐価有低昂也。如太昂、則屑米粉糝葉以飼之。〔割註 道光二十二年、曾有用及此者〕 又停葉之法、亦称住葉、葉來之時、先向陰地、上鋪芦蔴或竹簾、葉放其上、不可鬆、亦不可過緊、須將每帖、豎起整齐平直、清水灑之、謂之封好。〔註 一周宜灑三四次〕 可停三日或兩日、臨飼蚕時、將葉放鬆涼透、〔註 停処必熟、否則有氣水葉、蚕食即壞。〕

桑地が少ければ、必ず桑葉を買うことになる。大眠後買葉は船で行き、これを開葉船というが、桑葉十担を買うとすると、先ず五担を買い、蚕が佳くなくなれば、余五担は不要になり、かつ恐らく桑葉価格は低落することになる。もし、桑葉価格がはなはだ貴過ぎれば、屑米の粉を葉に混ぜて蚕を飼育した。道光二十二年（一八四二）がその状況という。また、停葉の法、ないし住葉というものが、桑葉を日陰の風通しの良い処で芦のよしずか竹簾の上に置き水を掛けて桑葉の日持ちを良くすることもあった。

〔胡承謀・府志〕

稍葉、〔註 湧幢小品 作抄〕 其預立約以定価、而俟蚕畢、貿絲以償者、曰賒稍。有先時予直、俟葉大而採之、或臨期以有易無膏、謂之現稍。

これも註文に湧幢小品を引く通り、乾隆烏青鎮志農桑や明末の湧幢小品の文章と同内容である。

〔趙棻・遺問瑣記〕

蚕時往烏鎮做葉、是南潯一蔽、俗名為貿易、実同賭博。究之得利者少、失利者多。有葉賤而虧本者、有刻意居奇、以致過時不及售者、有受市僧之欺、并本錢無從追問者。後人曾不知鑒、為之不已。蓋市易叢集之地、便于遊蕩、故樂之而不悔也。

南澤鎮の買桑葉は烏青鎮に往来して購入するものであるが、それは貿易と言いながら、実は賭博であり、極めてリ  
スクの大きな投機的、先物買的な取り引きであったと言う。

〔董蠡舟・稍葉〕

桑為湖属恒産、直名曰葉。以人人所知也。而吾郷則栽桑地狭、所産僅足飼小蚕、曰小葉。葉莫多於石門・桐郷、其牙儻  
則集于烏鎮。三眠後買業者以舟往、謂之開葉船。買売皆曰稍。吾鎮之饒裕者、亦稍以射利、謂之作葉、又曰頓葉。凡葉  
百斤為一担、郡中則以二十斤為一箇。

桑葉は当南澤鎮地方では特に重要な作物でただ葉とだけ言うことは誰でも知っている。葉が不足すれば、嘉興府石門県や  
桐郷県に買いに行くが、その仲買り牙行は烏青鎮に集まると言う。三眠後買葉は船で行い、これを開葉船という。これによ  
り利益を手に入れるが、これを作葉、また、頓葉という言葉が成立した。なぜ頓葉か。次に七言の詩文に言う。

家家門外桑陰饒

不患葉稀患地少

家々の門外は桑かげが饒か 葉の稀少を患えず地が少ないのを患え

及時惟恐值尤昂

苦語勤郎稍欲早

時期に葉価の高騰を恐れ 婦人は亭主に稍葉は早い方が良いと苦言し

我家稍時在冬月

一担不過錢五百

我が家の稍葉の予約は冬の時期 一担は五百文に過ぎない

迄至新年數已懸

蚕月頓增至一千

それが新年になれば數割増し 蚕月には頓に一千文にまで倍増

未到三眠忽復變

一錢一斤價驟賤

未だ三眠に到らないのに葉価は急変 一錢で一斤と俄に暴落

夫婿聞之咎阿儂

而今欲悔已無從

亭主はお前は間違つたと咎め 今になって耳を貸すのでなかつたと悔い

儂笑謂郎莫爾爾

吾家所失殊無幾

かみさん笑つて謂うには違う違う 我が家の損失は殊に幾らもない

不見街頭作葉人

折閱已過大半矣

街角に桑葉を売る商人は見かけず 損をして売ること已に過半を過ぎた

此曹平日子母權

計利析到秋毫釐

今年の桑葉相場は日頃今まで平穩 秋末の帳尻は谷底に急落

居來奇貨不肯鬻

黃金不飽貪夫腹

奇貨宝の山に居來しても取り引きせず 黄金は貪夫の腹に飽滿せず

去有腰纏返垂囊

烏戍婦來唯一哭

桑葉商人は腰に纏う頭陀囊を持ち上げて 烏青鎮目指して帰路に就く

桑葉価格の季節ごとの変動、極めて大きな価格変動が賭博と称される状況をよく描写している。南澤鎮志農桑は次に更に、  
〔董恂・秒葉〕を引用している。

樹桑牆下地不多

蚕食不足如葉何

桑を牆狀に密に樹えた地は多くなく、蚕の食う桑葉の不足は如何せん

隣翁明日向烏成

願語夫婦無蹉跎

隣家の年寄り、明日向烏青鎮に向い、夫婦を顧み時季を失するなど語り

葉行早晚佃不一

秒遲秒早宜猜摩

葉買いは早晚値段が変動し、葉買の遅速はよくよく思案どころ

清明挿柳萎曾卜

今年平穩靡有他

春の清明節に髪に柳を挿した婦人が卜して、今年の値段は絶対平穩

但願初貴後時賤

彼做業者空婆婆

但し願いたいのは初め貴く後に賤く、彼の桑葉相場を作る者が空手にと

当其貴時儂有葉

牆陰屋角枝猗難

その値段の貴い時に葉が有り、垣根の陰屋根の角にも柳枝は従順である

待至蚕長葉已賤

葉船兩門前過

蚕が成長葉を沢山に食う時に値段賤く、葉を売る船が二隻づつ門前を過ぎ

百斤亦祇值錢百

剪刀声裏多歎歌

桑葉百斤がただ百錢の賤さ、桑葉を剪り取る声の内にも嘆きの歌が多い

これも董蠡舟の稍葉と同様に桑葉価格が初め貴く、生産時に暴落したという指摘である。

以上湖州の烏青鎮、南潯鎮の桑葉売買慣行をみてきたが、それは自家生産と思われる桑葉までが他人の葉を使い、しかも桑葉の先物買ひ市場までが成立していたことを確認して、当地方の生糸生産の商品生産性を窺ったのである。ただし、そうした商品生産性は、前掲、咸豐同治『南潯鎮志』卷二十一、農桑一、貸錢に「震沢鎮志」を引用して、

蚕時、貧者貸錢于富戶、至蚕畢、每千錢償息百錢、謂之加一錢。

といい、養蚕開始に貧者は富戶から借財をするが、その利息は一割、一〇パーセントであり、それを加一錢というところ。更に、貸錢について、「董蠡舟・貸錢」を引き、

農民養蚕乏質、貸于富家、蚕畢、貿絲以償、而息其什一。富家實漁利、而農民亦頼以濟蚕事。故以為便焉。

と、先ず貧者の富戶からの貸錢が養蚕成立の生業資本であったと割註に述べ、更に七言の詩文で、

瓮中余粟食已罄

筒裏寒衣典無贖

甌中に残った米は食い付くして空、篋筒の衣類は質に入れて残り無い

買葉無錢餬口難

何人肯乞監河潤

桑葉を買う錢無く食事も難しい、誰が米を貸す監河侯の潤沢さがあるか

里中豪右富稟天

千鎰萬貫流如泉

里中の富豪は富は天の授けもの、千万の貨幣は流れること泉のごとく

鑽核障鹿鄙且慳

今年広放加一錢

障害の山を核べ尽くし度量小さくけち、今年手広く加一錢という

貸錢一千息一百

假許阿棍徒手得

借錢一千で利息一百、まま小母さんが徒手で手に入れ

傅別何須合函書

責償毋許逾三月

貸し借り証文は何で二枚の書き付けか 返済期限は三月を超えては不可

負婦尼女亦熙熙

養蚕豈復愁無資

兒女を背負つてまたゆつたりし 養蚕に資金が無いのを愁える

只期今歲還宜早

料得明年借不辭

ただ期待は今年の返還を早く済ませ 明年の借財が断られないように

子母償清絲売矣

帰来依旧囊如洗

利息元金すべて償還は生糸の売却後 家に帰れば旧のまま財布は空っぱ

青黄不接可奈何

待喫豪家転斗米

青黄不接は如何とも為し難く 富豪の家に食を求め転斗米の借金をする

と詠っているが、貸銭により生業資本を手にした養蚕農家の零細な農業経営をよく示している。

ところで、前掲、朱国楨『湧幢小品』卷二、農蚕には、

湖絲惟七里者尤佳、較常価每兩必多一分。蘇人入手即織。用織帽緞、紫光可鑑。其地去余鎮僅七里、故以名。有即其地載水作絲者、亦只如常。蓋地氣使然。

これは湖絲の中でも、南潯鎮から吳興運河を七里（三・五籽）ほど湖州府城、吳興県城方向へ行つた七里鎮に産する生糸は特上品で価格は通常の一割増し、蘇州などから買う人は入手するや直ちに織物にするという。これは当地の紡績生糸生産が市場向けの商品生産の典型であることを物語るものであるが、同時にその生産は市場流通、更に消費状況と密接に関連していたことも確認しておくべきである。南潯鎮、烏青鎮と共に湖州地方の養蚕製糸絹織物関連の手工業の市鎮と知られた双林鎮について、清末抄本『双林記増纂』卷八、風俗、商賈に、

商賈之家、皆極勤朴、衣不羅綺、食不甘羶、斤斤自守、生業日繁。惟絲牙行聚四方商旅之財、饒華立致爭尚奢靡。然商至而家肥、商去而家匱、朝采夕悴、勃焉忽焉。其三世殷富者不多觀也。

商人の家は皆極めて勤勉純朴、衣服は羅や綺など高級絹織物は着ず、食事は味の良いものを取らず、よく明察して自守すれば、生業商売は日に日に繁盛する。ただ、生糸仲買い商人は四方の客商の財を集め、潤沢な富は立ち所に奢侈を競争する状態を致す。しかし、当双林鎮に他所から客商が至れば鎮の牙行の家は豊になり、客商が去れば牙行の家は縮まる。朝に榮え夕に衰え、俄に勃興し急速に衰亡する。その三代殷富が続く商人は多く見ない。

というが、この記事は明末成立の『双林鎮志』の記事の踏襲と思われる。そして、清末十九世紀半ばの状況として、

按、吾鎮貿易者、大半在蘇州、亦有在杭州。及各近處富商、則走閩廣湘楚松滬等處。其在本鎮經紀者、於絲綿綉絹為盛。有資本開張店業者、獲利固易、精其業者、即空手入市、亦可日覓銀錢、以養贍家屬。俗語所謂、早晨沒飯吃、晚上有馬騎、是也。近來、惟絲行一業、生意甚大、客商之來、銀洋動以千計、供心奢華、同行爭勝。但求多買不計盈虧、且烟・花・茶・酒、投客所好、以迎合之。家人婦子習慣見聞、伙友僕從、指使任意、自小滿至中秋、豪華莫比、幾於忘所自來。迄客商去、絲市畢、蕭條家計。故我依然甚有將數萬貲本、捐貼開行、不十數年、化為烏有。視父之遺資、罄盡。烟賭之習氣、難除子弟驕養性、成不知生計直有不堪聞。問者所以習學絲業成者故多、而敗者亦復不少。是可慎也。

按ずるに、吾が鎮、双林鎮の生糸貿易相手の商人は、大半が蘇州に在るか、また杭州所在である。各近所の富商は、福建・廣東・湖南・湖北・松江・上海等の土地に走る。その本鎮で商店を構え、營業經營している者は、生糸、真綿、綉、絹が盛んである。資本が有つて店業を開業する者は獲利は固より易しく、その業務に精通している者は素手で市場に来て、數日にして銀錢を手に入れ、家族を養うことができる。俗語に謂う、朝には飯を食えなかつた者が、夕には馬上の富者とは是である。近來、(アヘン戦争・南京條約後の五港開港に伴い、外国向けの生糸輸出が増加したので) 絲行は、商売が拡大し、客商の來鎮、生糸買い付けは外国銀數千弗に上り、供応応接は豪華奢侈になり、絲行同業者同士が競争するようになった。ただ、多買を求めて利益増加を計らず、かつ煙草(ないし、アヘン)・綿花・茶葉・酒(老酒、紹興酒?) については、客商の好む所に投機し、その意に迎合した。家人婦女の習慣や見聞は、使用人や召使を任意に指図し、陰曆四月半ばの小滿から八月中秋、夏から秋の養蚕シーズン、その生活振りの豪華さは比類がなく、その富の源泉が何処から來たか忘れるほどである。客商が去つて生糸取り引き市場は終了し、家計も細々と寂しいものになる。故に我がもし數萬金の資本があつて、他人の資金と合弁して生糸行を開設し、十數年ならずして烏有に帰し、父の遺産はすつかり空になり、一文なしになることがある。アヘン麻薬や賭博の習性は子弟の驕奢の性を除くことを難しくし生活資金も窮乏させる。質問する人は以前には生糸商売で成功するものが多かつたが、今では失敗する者も少くないのは何故だという。慎重にしなければならぬ。

双林鎮の生糸や綉、絹織物市場状況をよく描写しているが、更に同『双林記増纂』卷八、風俗、工は、まず、明末の記事として、各種職人について、

工各居肆、百項俱備、而無淫巧之技、以侈觀聽。其石工・木工・染工・雜髮匠、大半来自他郷。油坊中博士、則尺是長興及南京兩処人。黑坊〔註 染色頭〕・膠坊〔註 染五色棗綾〕、均係本地人。其余各業、則主客參半。每業各有行規、工価有定、稍參差則議罰。

工匠、すなわち職人は各肆店に居り、百項種々の職が俱に備わり、余計な技術は無く、奢侈贅沢不要な技術者は居ない。その石工、木工（大工）、染めもの職人、床屋理髮職人などは、大半が他郷から移住してきたものだ。油坊の博士、親方はすべて湖州府長興県人かその先の南京の人である。染め物親方の黒坊や五色の棗や綾を染める膠坊はみな本土地、双林鎮付近の人だが、その余の各業は土地の人と他郷の人とが半々である。業種ごとに就労規則があり、職工の手間賃、日当も定額があり、差異違いが出ると衆議で罰がある。

この記事も明末の十七世紀前半には成立していたと思われるが、各種職人の出身地構成に触れ、職人の手間日当に言及し、それが組合的規制下にあったことをいう。次に、増纂部分、すなわち、清末十九世紀中葉の事態として、

按、各業聚行、則停工唱戲、工価上下。惟其所議、不能禁押。尤可惡者、油坊博士、稍不如意、則各坊停工、挾制業主。甚至在外賭博、行兇吃虧、則聚衆打架、廢事妨工、悍無顧忌。咸豐癸丑年、江寧不守、伊衆言欲回家、看親勒索、坊主給發、盤費工食、為數甚鉅。及給發後、仍有逗留不去、嬉遊鬪事者。庚申年春、長興被難、人情亦然、開坊者大受其累、後之人、宜思有以善処之也。

按ずるに、各業職人が行会に集まれば、仕事を停止して唱戲が行われ、その工賃が上下する。惟うにその議す所は、禁圧することはできない。尤も憎むべきは、油坊の博士、親方である。少しでも意向に沿わないと、各坊各業種職人を一斉に仕事を停止し、仕事主の業主を強制する。甚しいものは外部に行つて賭博を行い、少しの落ち度で恐喝刃傷沙汰になれば、衆で打ち合い喧嘩になり、仕事を放りだし工作を妨害して、些かも悪びれない。咸豐癸丑年（三年、一八五三年）、南京が太平天国に陥落し、彼の衆は家に帰り、看親、おやの面倒を見るからといって餞別や旅費をせびり、坊の責任者はその支払いに応じ、旅費と食事代の数は甚だ巨額となった。しかも旅費支給後も逗留して去らず、嬉々として太平天国の反乱事件を愉しむ者がいた。庚申年（一八六〇）春、長興県が難を被り、人情も落ち着かなくなると、坊を開いている者は大いにその累を受けた。後の人はよくこれに善処する必要がある。

職工が各業種ごとに行会を作り、ストライキを打って工賃手間を釣り上げる。油坊博士なる親方職人は各坊異業種を傘下に収め、仕事主との闘争、労働争議の指揮を執る。近代社会の労働争議然としているが、明末以来の伝統下の旧中国社会の慣行である。ただし、この湖州府帰安県双林鎮の事例には暴力集団、組織が関係することが予想される。

しかし、清末抄本『双林記増纂』にしても、清末原纂、民国六年印『双林鎮志』にしても、その風俗等には通常、遊手、無頼、棍徒等と表記される暴力集団の記載は見られない。

## 第二節 江南市鎮の無頼・棍徒・脚夫

双林鎮志、さらに南潯鎮志もその風俗の記事に無頼棍徒の語句は見えない。しかし、清末原纂、民国六年印刊『双林鎮志』卷十五、風俗、歳時、正月の記事に、

東嶽廟及露印庵、自元旦起、設茶場、場左右糖果要貨洋片燈采等畢備、骰子博場及唱盲詞者、錯雜其間。遊人肩摩踵接至。初十左右漸稀。

とあって、正月東嶽廟などの元旦から十日位までの初詣には、茶場が設けられて、その付近には糖果、菓子と果物ないし砂糖漬の果物や、要貨(必要な品物、生活必需品?)、洋片(覗き絡繰り)、燈采(幻灯の類か)など娯楽が畢く備わり、さいころ賭博や盲詞を唱う者がその間に混じり、遊人が肩を触れ足の踵を接して続々と至るとある。これは初詣の雑踏ぶりを述べたまでも知れないが、賭博場の開設、開帳はやはり暴力組織が絡む可能性がある。さらに、同風俗の冒頭の記事には、

向時人家僮僕僅供門内使用、未有相隨出門者、惟仕宦旋里間或有之。今則漸趨宦派矣。向時紳士鮮有包攬公事武斷鄉里者、間有一二出入巡司衙門、調停爭訟人皆鄙之。今則聲勢競誇、因公漁利、把持要路者、紛紛矣。

とあり、むかしは地主の家の僮僕は家内使用されるだけだったが、今は門外に出て地域社会の事に関係を持っている。同様にむかしは紳士は地域社会の公事を請負い、また、地域社会に覇を唱えることは少なかった。しかし、今はその政治的立場や勢力権威を競い相い、公事地域の行政に利を漁り、要路を把持するものが紛紛として相続くという。さらに、咸豊同治『南潯鎮志』卷二十三、風俗には、

市鎮鄉村、每多魁猾奸黠、武斷鄉曲。春間奮身釀金、搭台演戲、勾引博徒遊兵、賭博之外、近有旋骰・磨錢・鬪牌・棋



勢之類、迷誘良民、為惡不一、相習成風、窮民墜其術中、売妻鬻子、或流為盜賊。

南潯鎮付近の市鎮郷村には常に悪者の巨魁やずる賢い奸者が多く、郷村社会に武断している。春には奮発して掘金して演戲の舞台を架け、博徒遊兵を引き入れて賭博を行う他、旋設・磨錢・鬪牌・棋勢などの賭博的遊戯で一般良民を誘惑勧誘した。悪を為すこと一ならず、相習いて風潮となり、貧乏貧窮な愚民はその術中に墜ち、妻子を売るか、身を崩して盜賊となるかである。これは南潯鎮付近に博徒遊兵など無頼やくざが賭博等で一般良民を食い物にしている状況を説明する。しかし、同『南潯鎮志』卷二十一、二の農桑には米穀であれ、生糸等であれ、その生産と市場への売却、流通過程であれ、そこに無頼、棍徒などの関与があることは示されていない。これは湖州府の他の市鎮志、新市鎮志や菱湖鎮志等でも同様であり、一体養蚕製糸絹織物業地域には無頼、棍徒の弊害を伝える史料が少ない。

それに引き換え、木綿業地域には無頼、棍徒の弊害が多く指摘される。まず、上海市西北地区の諸翟鎮の清、康熙十七年（一六七八）修、咸豐六年（一八五六）増修『紫隄村志』卷二、風俗に、

郷村弊俗、淫佚子弟扮演雜劇、曰串戲。清奏絲竹、間以鑼鼓、曰打十番。每秋深則鬪蟋蟀、冬復則鬪鷓鴣、皆遊手者之所為也。

賭博之風往日猶稀、近日西土奸民、沿村開設搖攤抽頭、謂之大檯。地方官切宜禁止。至葉子竹牌之類、亦非所宜。村俗好唱花鼓淫詞。嘉慶間、里紳曾 稟官驅逐、宜永禁之。

本村地介三邑、匪類易於窺匿。且公然肆行。乾隆三十年、里人呈請移設巡司、兼防三邑匪類稍戢。

鼎革時市井少年、好習拳勇結党羽、是謂打行。遂以滋事後、經地方官嚴禁、風始稍息。今官命團練、又漸尚力矣。

五項目が挙げられているが、最初のは淫佚な子弟が雜劇に扮して芝居を行い、また秋の蟋蟀の鬪いや冬の鷓鴣の喧嘩などいづれも遊手の徒の仕業という。次は賭博の風について、三番目は花鼓戲が流行し、淫乱猥雑な詞を唱うのでこれを禁止したとあり、四番目はこの紫隄村地区が上海、青浦、嘉定三県の境界地区で匪類盜賊が集まるので防犯が強化されたとい、最後五番目は明清交替時期に市井の少年が拳法を習い党派を作つて、打行といったとある。これも官憲の取り締まりによって禁止し、その後には団練となったという。打行と団練が何らかの系譜にあることを示す。

次に、上海市西部地区の七宝鎮について、清纂『七宝鎮小志』卷一、風俗に、

鎮小民貧、無土豪把持鄉曲、而居市廛者、但知利己、猜忌隨之、故不甚相協。

為地方擾害者、曰地棍、曰匪竊。近時地棍稍知敘迹、而匪竊日多、致比戶夜不安枕、是在居官之嚴緝也。

有最足敗壞風俗者曰花鼓戲、最足引壞良家子弟者曰賭博、幸臨蒞茲土者、有以嚴禁之實、有裨土屬、民風之大也。

鎮の小民は貧乏無一文で、土豪の把持するところとなり、市場で店舗を構えるものも己に利益があるか否か、猜疑心をも

つて随い、甚しくは相い協同することはない。二番目で地方の騒ぎの本が地棍、地回りのやくざや匪類、盜賊であるという。

三番目は花鼓戲、先の紫隄村志に指摘があった。更に良家の子弟を誘うものに賭博があり、風俗を壊滅させるものだという。

次に、上海市東部、黃浦江対岸の浦東地区の清纂『江東志』卷一、風俗に、

八都東西北三面距海浦、浮沙瘠薄、民風儉朴、地宜木綿。……公人、衙役之總名、小人招轎換盤之屬、以威儀、又是媒

保中之最無賴者也。包攬官司、專門刀筆、名曰訟師。結党成群、揮拳持械、逞兇肆毆、名曰打降。聚衆賭博、曰頭家。

酗飲盜賭、硬緒難余、流為匪類。憤誣儒郎、此性遊手之輩。實皆亡命之徒、賴我聖朝綱紀秩然。更有賢有司、立法嚴禁、

以化道之、旋成善俗。

とあり、訴訟請負の刀筆、代書を専門とする訟師、暴力打ち壊しを専門とする打降、賭博の胴元を務める頭家など遊手無賴の輩が作る暴力的組織の大体が記述されている。

次に、上海市青浦県朱家角鎮の清、嘉慶二十年（一八一五）『珠里小志』卷三、風俗には、

周礼游民之罰、有里布、有夫征。自授田之法廢、民之勤惰、上不能督課也。珠里……四民之外、專事賭博者曰賭當、

開場抽頭者曰場東、賭局奔走者曰吃小料、鬪蟋蟀曰開冊、鴉鶉曰開圈、幫嫖者曰撐門頭、恃強詐人者曰潑皮、又曰無賴、

日遊行茶坊酒肆曰間漢、遇事趁財者曰吃白食、僱買童僕作中保者曰兩脚中人。此皆無恒業、藉此為衣食計也。猶幸良心

未泯、恥為穿窬、著為奴僕。司牧者、以礼道之、以刑齊之、未必不為良民也。

とあり、周礼（地官、載師）には游民の罰として里布有りとするほか、夫征すなわち人夫労働提供が求められることも有り、

いずれにしても遊民の罰は古く規定されていた。それは労働対象である土地が官から支給された授田法時代のことであつて、

それが廃止されてから民の勤勉怠惰は上から監督することができなくなった。珠里は土農工商の四民以外には、賭博を專業

とする者を賭當といい、賭け場所を開帳する者を場東といい、賭け場に奔走する役を吃小料といい、秋に蟋蟀を鬪わせる者

を開冊、冬に鶉（実は軍鶏か）を闘わせる者を開圈とそれぞれいう、また、女郎を管理する者を撐門頭といい、暴力の強いことを恃んで人に詐欺を行う者を潑皮、もしくは無頼という。日中、昼間から喫茶店や酒屋に入り浸りになって遊ぶ者を間漢といい、事に遇つて財物を使うを吃白食という。童僕を買い雇つて中人ないし保証人とすることを両脚中人という。これらは皆決まつた仕事を持たない者がそれによつて衣食の計、生活の糧とするものである。ただ、なお幸いなことは人々の良心はそれほど悪くなつておらず、壁を穿ち垣根を越える盗人の行為を恥じ、人の奴僕となることも羞恥する心をもつ。風俗取り締まりをする役人は礼を説き、刑罰をもつて調えれば、すべて良民と為さないことはなく、良民にする可能性は十分にあると主張する。以上には実に多数の遊民無頼、匪類の種類が示されている。それを行政は善導する必要があるという。次に、同じく上海市青浦県大蒸鎮、小蒸鎮の清極末宣統二年『蒸里志略』卷二、疆域下、風俗にも、

習俗、：：遊惰者引誘招搖、聚為賭博、而財力耗矣。他如花鼓、淫詞最易壞人心術、地方有司所宜懲戒焉。

ぶらぶらして遊んでいる者は賭博に誘われて財産を消耗させられ、花鼓はいかがわしい淫詞で人心を悪化させる、という叙上の諸市鎮志の指摘の通りである。

以上の上海市関係の市鎮では唯一、康熙十七年修、咸豐六年増修『紫隄村志』に打行の指摘があるだけで、概して遊手無頼、まして棍徒などの記述は見られない。それが上海市西北方面の嘉定、太倉地方になると、様子が一変する。例えば、嘉定地区外岡鎮の明末、崇禎初年纂『外岡志』卷一、俗蠹には、

民有蠹、而欲安其生樂其業、不可知之數也。夫罔云害馬、牧惡敗群、非其種者鋤而後嘉穀可養莠也。愛樹者去蠹必攬之剔之、愛民者其母以姑息為養病可耳。語云、木先腐而後蠹生之。民実有導之而害者、処溷濁而汚。吾猶望於豪傑之士云、作俗蠹志。

とあり、一般良民と社会に害をなす悪い害虫のような存在があり、これを除去する必要があるとし、俗蠹志を作成した意図を述べる。その俗蠹には打行、撒青、訪行、訟師、窃盜、春状、丐戸の七種類を挙げてゐる。打行について、

打行 打行惟吳中有之、而莫盛於我邑。蓋里無頼遊手、不治生産、十百為伍、推其傑黠者為盟主、而衆群然付之。横行都市、戲擊傷人、折肢体、莫喘息。白昼剽掠無忌、飲坊市間。稍行則碎其器、陵暴其婦女。臂連臂行於途、遇人則擊、觀其奔逸以笑。民間相爭鬪者、募之助、索無厭。鄉村怯懦者指為盜、跳為逋、共舛之去。恣其所欲、富家質庫、入其室

貸不従、執其主出、利刃加頸上、一呼其徒、声其所藏席卷而去、甚於盜劫。隣里閉戸不敢救。近如南翔・安亭・外岡・望仙橋之劫燒、鄉民懦弱、日夕惊惶、不能安臥。咸思去其鄉、入保於城、幾釀大變。是時署篆爲郡丞王公、頗醇願、乏風裁、衆得以乘、肆其毒。後令蕭山公來侯涖任、置一二最橫者於法、其党始稍稍解散。而勇悍狡黠者、尚逃匿未尺獲、則隱患未可知也。

打行は吳中、蘇州地方でのみ盛んであり、そのうち我が吳嘉定県より盛んな県はない。鄉村中の無頼遊手が生産に務めず、十人百人隊伍を組み、その悪の傑出した者を盟主とし、衆多数がこれに附属した。都市に横行し、戯れに撃つて人を傷つけ、その肢体を折り、喘息しないものはいない。白昼金品を強奪して忌むことなく、町中で飲み歩いて、やや氣に入らなければその器物を破壊し、婦女に乱暴を働く。腕を組み合つて街路を進み、人に遇えば殴りかかり、逃げ出すのを見て笑う。民間で相い紛争闘争を起す者は、これに助力を依頼し、厭うことは何もない。なんでも引き受ける。鄉村の弱者はこれを盜賊とし、なんとか免れることを期待するが、共にさらわれてしまう。欲に任せて、富家や質屋に押し入り、従わなければ、その主人を執え出し、するどい刃を頸にあて、子どもを呼び、その藏した財物を残らず持ち去る。強盜よりも始末が悪い。隣近所は門を閉ざして誰も救助しない。最近では嘉定県の南翔鎮・安亭鎮・外岡鎮・望仙橋鎮などに打行の襲撃があり、郷民は畏れびくびくし、夕方になると悲しく恐れ、安眠できなかつた。郷民は皆その郷から去ることを思い、県城に入つて保障を求めたが、幾たびも大變を醸したのである。この時蘇州府知府代理王公（道行）は、頗る醇厚温和な性格で、厳しい裁きに乏しく、衆はそれに乗じ、その毒を撒き散らした。後任の蕭山公が着任するや一二の最横な頭目を法に処置して、その党派は始めてほぼ解散した。それでも捜査を逃れて巧みに身を隠匿して後患の恐れとなっているものが居る。以上は明末の打行の状況を極めて具体的に説明するが、打行が鄉村市鎮に多く、郷民は県城内に入つて安全を図つたという指摘は、市鎮の治安維持施設、防衛機能を考える上で重要である。崇禎『外岡志』卷一、俗蠹の打行の続文は、

案打行之始不知何時、以予所見者、万曆丁酉戊戌間爲横、淄川韓侯一懲創之。己酉庚戌之際復獗、楚黃胡侯榜而警之。

衆以鬼薪城旦論者數十人、至今日而横極矣。歲亦在庚申辛酉也。向僅市井少年爲之。今則掾吏胥隸、監門亭父、以至縉流黃冠、俳優娼妓、屠狗販夫、遊方術技之徒、咸入其群、割牲酬酒、歃血盟誓、結爲死党。即富室豪門之子、青衿逢掖之士、亦有借其援以自植者。其党有團鬪會・百子會之名、其人有天罡・地煞・五鬼・十龍・貔貅・獅子之号、其械則有

金剛圈又名鉄袖口、有拳心鉄、有鉄虎爪、有李公拐、有双棒鎚、有飛虎棍、有鉄尺、有鉄爪、有鉄錐等器。此輩向盛城市、今已遍及於郷矣。我鎮之民素称願朴、近乃無不習培養擊者、則三尺之童亦且舞拳超以自逞矣。惡俗之日盛、可勝慨乎。嘗攷嘉靖庚申、郡中猾少年為横、守郡王公道行捕之急、乃群聚而趨撫院、斧其門、焚其台、出繫囚燔寮、举城皆震。幸有团兵閉城大搜、悉得之。蓋吳民之輕剽浮動、其性然也。而每猖於庚辛酉戌之歲、若有天數焉、庚辛為害氣、於五行属金、申酉亦属金、金性剛、居西方肅殺之位。戌属土、為金之母、以土生金、其氣亦旺、宜其横獾莫可制也。此雖氣遠使然、可勿尽人事以弭之乎。近有城東沈某者、夫妻反目、各募打行為助、每日轟飲飽啗、喧鬧於室。所募之人、陽陽各有擁護、而実相通為一氣。一日謂其夫若婦曰、吾輩終日坐牢、無報効。今日当一交鋒、乃夫婦各護數人闖於曠野、遂兵其夫、婦負傷而不能起、群入其室捲所藏而去。

嘉靖庚申三十九年（一五六〇）に郡中の悪少年が打行を形成したという話は、一般にはその前年、嘉靖己未三十八年とされる（『明世宗実録』嘉靖三十八年十一月丁丑）。ただし、それは蘇州府下であって、隣郡松江府に近い嘉定県では翌年三十九年となったかもしれない。また、『外岡志』は明末では万曆丁酉戊戌二十五・六年（一五九七、八年）に最も横であり、次いで万曆三十三年（一六〇五）頃に嘉定知県韓俊の取り締まりがあつて一時休息したが、同己酉庚戌三十七、八年（一六〇九、一〇年）に復活してしまい、最近の庚申辛酉、泰昌元年天啓元年（一六二〇、一年）にその横は極まった。先には悪少年チンピラだけが打行の組を作っていたが、今では県の次官三官胥吏衙役、門番駅長、さらには上は郷紳士大夫から下は俳優娼妓、狗殺し行商人、大道芸人に至る諸階層がこれに参加し、犠牲を割き酒を交わし、血を啜って誓いを立て、盟約を結んで死党をつくる。富室豪族の家や紳士知識人の家もその組織を頼りとして勢力を拡大しようとする。その党には团闘会・百子会の名称があり、その他、天罡地煞五鬼十龍など恐ろしい名を号して盤居する親分衆がいて、その所持する武器も金剛圈以下様々のものである。打行は始め県城内に盛んであつたが、最近では農村部郷村市鎮などにも流行している。我が外岡鎮でも素より純朴であつたが、最近では皆拳法を習い、小さな子供も組を作つて拳法腕力の強いのを自慢し、悪俗は日々盛んである。慨嘆すべきことである。なお、後半部の史料文言に最近の事例として嘉定県城東の沈姓の夫婦が喧嘩して各々打行を雇つたが、打行らは酒ばかり飲んで一向に夫婦の期待に応えなかつた。それを急かしたところ夫婦を入れて野原の決闘となり、夫は殺され、婦は大怪我を負つた、打行の面々は夫婦の家に押し入つて家財を悉く持ち去つてしまつたという笑

えない話がある。以上のように、崇禎『外岡志』の俗蠹は同鎮が打行的環境に変化する明後半期から明末の風俗の変遷を詳細に記述する。なお、他の俗蠹としては撒青、訪行、訟師、窃盜、春状、扛台、丐戸などが挙げられている。そのうち撒青は明末外岡鎮の風俗のあるあり方を雄弁に物語るものとなっている。

郷民種花稻纒三四寸、其怨家夜率數人縛利刃於架、繫以索、兩人牽引、花稻寸斷、削去如薙。謂之撒青。案此惟鉦之東北婁塘為多。有習其業者、人輒僱募之、以值之高下為撒青之長短、專連根去之者。

綿花であれ水稲であれ、それが三四寸の長さのとき、栽培農民に怨みを持つものが夜闇に乘じ數人善く切れる刃を架（たな、けた）に括り付け、そこに索を繋ぎ、二人で牽引し、綿花水稲を寸断してしまう。これを撒青という。これは本鎮東北の婁塘鎮で最も多い。撒青を専門の業とするものが居り、これを雇いあげる時に値段の高下でその長短が決まり、専ら根本から削去してしまうものも居る。この現象は農民相互間の相互不信や憎悪によるというよりか、それを専門とする業者が金銭で雇われるという事態から考えて、依頼主はそれにより利益を挙げることを企図したもの、生産競争の一端ではないかと判断される。上掲の打行ともども明末の経済発展による社会の歪みの一斑である。

外岡鎮志は清朝になって乾隆壬子五十七年（一七九二）に錢肇然纂『続外岡志』があるが、その卷二、俗蠹は明末崇禎志以降の清初から十八世紀清中期の外岡鎮風俗の変遷をよく示している。その序文にいう。

殷志載有俗蠹。時丁明季、凶荒洊至、盜賊叢起、民不馴良。如所称撒青・扛台・訪行・春状等惡習、殊堪髮指。我朝風俗還醇、又得賢父母為宰、陸公化導於前、趙公痛懲於後、民知懷畏刑。前志云々。此風久不聞矣。但承平日久、芽孽潛生。若苗之有莠、鋤而去之、是所望於能之者。

明末の俗蠹の盛行は清朝になって地方官の取り締まりにより、また人々の気風も醇朴に還ったので一時消滅した。しかし、再び再考の兆しがあり、その芽のうちに摘む必要があるとし、現在の俗蠹として、宝場・大局、無事消閑、白拉、打行、訟師を挙げている。<sup>(5)</sup>

我鎮素称勤守。近有無賴率尚賭博。始猶宵聚曉散。今則沿街設局、名曰宝場。鄉氓負担入市、百計誘騙。一經入局、宝具藏机、照珠揭面、移紅變黑、公然肆奪。愚人耽此不悟、往往釀成奸盜。

宝場更有大局。先期具束約至宝所、供以盛饌、侑以歌姬。一宝則捐金成笏。抽頭亦積幣如山。開賭者豐衣足食、愛賭者

蕩尽傾家。富豪子弟、恬過不悛。我末如之何也已矣。

更有一種、自称無事消閑。向則葉子之戲、馬釣盛行。今則變為骨牌式様、有天九四虎之名。最行者莫如麼夾小、則每日千文、大亦佻多輸去。夫琴瑟詩酒、何事不可消閑。乃消費貲財、迷而不悟。此種積習相沿、最為可惜。

白拉者、不務本業、結交衙門公役、以為羽翼。又於平日小惠小信、制服市井惡少、以為爪牙。見人家有事、或口角微嫌、或田土細故、一呼群集、百般嚇詐。稍不遂意、非揮拳痛打、即誣告株連。安分之家、畏之如虎。不得已反投托庇。彼即揚揚自得。無所為名、強名之、曰大阿哥。

打行、最為民害。而我鎮拳勇、素有盛名。市井子弟、得所師承、什伍為群、互相教習。見奉當事嚴禁、如前志所稱諸不法事、今日不能行矣。而縱酒肆博、睚眦必報、有莫我敢当之狀焉。

訟師、鎮中絕無。然亦有二三刁徒、不明文理、不識律例、見人家有事、輒主唆成訟。買線賄差、舞文壞法。甚至架捏大題、越控憲司、名曰領狀。

本来、当外岡鎮は木綿製品製造の手工業の市鎮であり、勤勉真面目な庶民の町であつた。ところが近年、無頼遊民が集まり賭博博打を開催し、その開帳場を宝場といい、郷民の市鎮に入るものを食い物にしている。更に宝場にはそれより大局のものがあり、盛大な食事付き、歌姫のステージ付き、一晚万金をはたく豪華なものがあつた。鉄火場を仕切る胴元は豊衣足食たんまり大儲けするが、博打に手を出したばかりは家屋敷を手放す大損をする。富豪や郷紳子弟も賭博に手を染めて全く反省がない。これから先はどうなるであらうか。更に一種の遊民がいる。一日中ぶらぶらして無事消閑といい、縁台の賭け将棋のような小さな賭け事に客を引き込むのがある。大した事はなさそうだと思わせているだけにこれに迷い易く、はまり易い。四番目はいかにも清代的である。白拉なるものは、本業仕事を持たず、衙門役所の下役と結託してお上の一部を羽翼とし、常日頃の平日に一寸した恩や信をちらつかせて市井の悪少年チンピラ・ゴロツキを制圧してこれを爪牙とし、他家になにか事があるのを嗅ぎ付けては、それに付け込み、強請りたかり恐喝、多数群集して押し入り殴り込みをする。分に安んじ真摯に暮らす人々はこれを見ること虎のごとく畏れている。以上は『統外岡志』俗蠹の独自な部分である。明末、崇禎『外岡志』俗蠹と同じ項目は打行と訟師であるが、訟師は清、乾隆統志では鎮中絶無という。しかし、もつと下層の舞文の徒、単なるチンピラが他家にもめ事があるのに付け込み訴訟沙汰に介入をする。素人だけに始末が悪いかもしれない。打行は依

然として盛んである。拳法暴力の伝統は益々磨きがかかる。ただし、取り締まりによって、組織は小さくなり、酒を浴びてとぐるを捲き、博打を打って因縁を付け、眼を怒らして人を威嚇するのが積の山である。以上、要するに清朝十八世紀後半、乾隆末年の外岡鎮は経済的繁栄の裏に潜む悪の存在、賭博、暴力、恐喝、売春などの闇社会固有の俗蠹を現出しているのである。明らかに、それらは城市都市から市鎮農村部へ普及した悪であって、社会と経済の進展を示すものに他ならない。

そこで次に、江南都市城市や市鎮の経済発展、流通物流の一端を担う脚夫、運搬輸送人夫を検討することが必要である。<sup>5)</sup>上海市西北地区の法華郷の民国十一年鉛印本『法華郷志』巻二、風俗に、

鎮有脚行三、誠和里者謂中行、口東西各有一、其間強而黠者、為脚頭。凡運商貨、脚頭爭昂其值、而賒其余。遇吉凶事、則論地段、把持勒措。稍弗遂慾、即恃強生事、屢禁不止。嘉慶六年憲頒碑石、任隨地僱用、刁風稍戢。碑砌法華寺前井亭。

とあり、次に、公文を載せる。

松江府上海縣為把持惡習等事。蒙本府正堂康 憲牌內開、案蒙布政司王 憲札、蒙蘇巡部院岳 札、擲太倉州詳・嘉定 縣詳覆、錢繩祖呈控脚夫把持、籌酌議詳一案情由蒙批。民間婚嫁等事、需用人夫、自應聽便僱覓、豈容匪徒、分段把持、肆行勒索。此等惡習、江蘇通省諒皆如此。前擲太湖序詳請示禁、當經批行該司、會移江藩司、通行確查。各就地方情形、一体詳請、勒石禁革、在案。迄今未拋議覆、仰蘇州布政司先飭該州縣、將前項應禁各事、確查明切妥叙碑示、詳送該司、核明轉呈本部院。

運送人夫たる脚夫、それを束ねる脚頭はその運搬費、代金を釣り上げる鬭争や工夫、努力を行う。繩張りを決め、運送営業の独占を図る。これは輸送を依頼する商品主にとって不利益となるだけでなく、脚頭が仕事場を独占することにより脚夫はそれへ隷属し、逆に脚頭による脚夫の労働力の中間搾取、運送代金のピンハネをするといった脚夫に不利な状況をもたらす。それは惹いては商業流通、さらには商品生産そのものの発展を阻害する。そこで県、府の地方行政は脚夫把持の悪習を規制し、取り締まりを強化する。ただし、ここでの行政の脚夫把持を取り締まる目的は、「民間の婚嫁等事に、人夫を需用するは、自ら心に雇募に便なるを聴すべく、豈に匪徒の、分段把持や肆行勒索を容るべけんや」とあるごとく、民間の冠婚葬祭に当って、輿を担ぎ棺を担い、様々に使役される人夫はその依頼は互いに自由に行われるべきもので、分段把持すなわ



ち繩張りを決め、人夫賃の釣り上げをしたり、その他強請り強要などをしてはならないものである。日本で言えば雲助的行動をしたら取り締まるというのである。従って取り締まり基準が民間の人々の社会生活、年々の伝統的慣習の維持、保護に置かれていることは明らかであろう。

脚夫の指摘のある市鎮は上海市西北部、嘉定地区から太倉地方に拡がっている。清、嘉慶丙寅十一年（一八〇六）序纂『南翔鎮志』卷十二、雜誌、紀事に、

市井惡少無賴、所謂打降・白拉者、是處有之、南翔為甚。打降逞其拳勇、凡搶親扛孀、抬神扎詐、諸不法事、多起於若輩。白拉聚集惡黨、潛伏道側、候梆呷入市、邀奪貨物、或私開牙行、客商經過、百計誘致、不罄其貲不止。此等惡習最為民害。康熙四十九年、里中士民顧天祐等、繪情呈稟。知稟事程公申請各憲、嚴禁勒石永遵。〈割註 碑立雲寺翔〉

雍正中、邑侯聞喜趙公復加嚴緝、杖斃一二、始斂跡。歷今逾五十年、猶頌德不置云。

脚夫・楽人、聚夥結党、私画地界、搬運索重直、婚喪勒厚稿、莫甚於南翔。種種惡習、夫人知之。而積弊已久、莫可如何。康熙二十五年、士民石崧等、目擊脚夫肆橫、激於公憤、環顧当道。此輩投託勢要、把持有司、幾致反噬。頼邑侯山陰聞公廉明、力請撫軍趙公、嚴飭立碑永禁。〈碑在雲翔寺〉 案積如山害除而崧等身家亦破矣。至楽人分界之禁、雍正間士民陳孝諧等具呈勒石。〈碑在大德寺觀音殿〉 前人彈力、為地方除害、如此。

南翔鎮でも打行・白拉の弊害を指摘するが、特に白拉は郷民が綿花などの商品を持って、鎮の市場に入ると、待ち受けて貨物を奪い、或は私的に牙行を開き、客が通過すると、有りとあらゆる手段を使つて誘惑する。これらは最も民害となっている。そこで康熙四十九年（一七一〇）には里民の請願により知県によってその禁止令が施行され、次いで雍正中（一七二三―三四）には知県がその首謀者一二名を逮捕し、杖罪にしたところ漸く収束したという。他方、当鎮南翔鎮には脚夫・楽人がいる。脚夫は群を集め、地界を画くし、運搬に重い値段を請求し、冠婚葬祭には多大な御祝儀をせびる。これは南翔鎮が最も甚しく、積年の弊害となっていたが、康熙二十五年（一六八六）に鎮人士民石崧等が脚夫の横が眼に余るのを見て公憤に訴えようとした。ところが脚夫達は勢要と結託し、有司県役所を把握して幾度となく反噬噛み付いた。そこで石崧等は嘉定知県山陰の聞廉明を頼り、江蘇巡撫趙士林に申請して脚夫把持を嚴禁する命令をだしてもらった。石碑に刻まれ永禁が実現し、民は皆喜ぶところとなったが、士民石崧は身家破産の状態となったという。なお、この時の石碑については、同、

嘉慶『南翔鎮志』卷二、營建、書院、大中丞趙公書院に、康熙二十六年建とあり、以下に「石崧公建撫憲趙公長生書院碑記」を引く。

我鎮南翔以寺得名。去嘉定邑治二十里而近。四方商賈輻輳、塵市蟬聯、邨落叢聚。為花豆米麥百貨之所駢集。其間風俗素醇朴。而僻在海陬、遠於王化、雜出之奸頑亦復不少。大約士夫矜名節、編氓尚氣誼。下而負販之倫、則財利相固、結黨類相聲援、好以賤犯貴、以下犯上、正不徒強凌弱、衆暴寡已也。所以拳勇之患、脚夫為甚。其人既不足比數、而閭里恒恥為伍。人無智愚、客無遠近、不過資其力、肩挑背負、任彼定価横索。惟恐弗得其權心、以致貨物壅塞。河干市口、遂釀成彼等。驕橫之習、日盛一日、而米客受其籠絡、米店受其凌虐、米牙受其挾制。彼等且収其無窮之利、賄賂公行、結納敗類。於是焰日以熾、禍日益烈。至於今歷有年、所莫能除者。幸賴我趙公恭膺、簡命巡撫南國、念積弊莫甚於此。大江南北、嚴行禁革、叢爾一隅亦得被恩澤。父老懼欣、童稚歌舞。間亦有梗化者、我公獨判於心、不畏騰口。下令刊於石、永垂成模。先是、斛米一石、無論側近、定例三分、米客復有津貼脚米之例、每石一二升不等。東西南北、除雜貨外、米之上下動以万計。彼等虎踞梟佔、非其類不与。家有使令者、不得用。自禁革後、聽民僱募、每石四厘。民甚便之。棉花、豆(黃豆、蚕豆、豌豆、小豆等)、米、麥(大小)その他百貨が南翔鎮には集まる。それを運搬する業者に脚夫がいる。南翔鎮の氣風は士大夫は名節を重んじ、一般民も醇朴であるのに対し、下の負販行商人や脚夫の類は財利相固く、党類を結んで相い声援し、好んで賤の身分が貴の身分を犯し、下が上を犯し、正しく強者が弱者を凌ぎ、多数の暴力で少数を虐げる。この拳勇の患は脚夫が甚しい。人は智愚を問わず、客商は遠近なく、貨物をもつて来る者は皆その輸送費は脚夫の意のままである。脚夫を警戒してこれを避けると、たちまち物流は塞滞してしまふ。河沿市口は脚夫な溜りになる。米を運んで来る客商は籠絡され、米屋倉庫は襲撃を受け、米仲買いは価格に介入される。賄賂が横行し、結納が類を敗るとは、脚夫が県役所の胥吏衙役と組み、また勢力ある郷紳とも結託していることを示すものであろう。そして脚夫の弊害の除去には康熙二十五年に江蘇巡撫趙士林の断固たる禁令が必要であつた。その結果、米の輸送費は每石四厘となり、米価格の1%以下になつて、民は皆便利と言つて居るといふ。

同じ、嘉定県羅店鎮を見てみよう。清、光緒十五年修『羅店鎮志』卷一、疆里志、上、風俗には、

羅店四角皆有脚夫、一切貨物出入、舖戸不得自行挑運。甚至婚嫁喪葬、鼓手・炮手・轎夫・脚夫、私分地界、把持勒

索、擾害不堪。雖覺奉憲諭禁止、而此風如故。

「知県毛正坦示諭」為地棍滋弊復生、環請勒碑、永禁以杜民累事。照得、民間婚娶喪葬及舖戶挑運一切貨物所用轎夫・脚夫、例應聽民自便雇人擯擡、毋許地棍私分地界、把持勒索、擾害閭閻、歷奉憲行嚴禁。今挾紳士金元恩・朱曰淦・朱丙・沈熾・朱文洪・沈文淵・潘叔華・施汝霖・范樹勤・錢鴻寶・陳鎮・孫筠・李復坤・陸承祐・胡廷鑑・錢若霖等具稟、轎夫脚夫滋害地方、前於康熙二十年經商民戴貞等呈請勒碑諭禁。維時羅店尚隸嘉邑、所以在城在鄉、一体勒碑永遠禁革、在案。迄今日久。棍徒糾党、藐法重複、設立轎夫・脚夫・盤頭・丐頭・柴担各項名色。更有樂人・鼓手、從而效尤。滋弊蜂起、日甚一日、不論婚娶喪葬及舖戶挑運、一切貨物、藉以值差為名、百計勒索、稍不遂意、什百成群、逞兇肆橫。既不許婚喪之家雇人自便、又不肯遵例受雇、種種阻撓為害、不可勝言。寒儉細民、寡不敵衆。殷實之戶又恐結訟廢家、忍氣吞声、以致地方婚嫁無時、親樞累世不葬。傷風敗俗、吉凶札廢。此孝子慈父所由傷心飲泣者也。為此環請勒碑嚴禁等情、到県。查脚夫・轎夫人等、私分地界、勒索把持、最為民害。除出示嚴禁外、合行照案勒碑、永行禁革。為此碑仰闔邑商民・脚夫人等知悉。嗣後、民間凡遇婚娶喪葬及舖戶挑運一切貨物、應用擯擡者、若本家自有奴僕・工人、聽其自便。無者聽其隨便。雇用遵照憲定章程、每日每人給錢七十文外、又加酒食錢五十文。如係半日、照數半給。其余樂人・鼓手・丐頭・土工人等、亦着一体給發。再有爭競用強、聽婚喪舖戶之家粘碑鳴官究弁。自此勒碑禁止之後、該脚夫等、倘敢私分地段、勒索把持、以及額外滋詐、一經訪聞、或被告發立、拿嚴加治罪、毋得視為具文。各宜凜遵毋違。特諭。道光十一年九月 日。

羅店鎮の四角には脚夫が居る。羅店鎮に入る一切の貨物は、舖戸商店なども自分で運搬することは出来ない。甚しいことは婚礼や喪礼などに当り、鼓手・轎夫・脚夫が勝手に繩張りを定め、金錢を強要する。しばしば禁令が出るが故の如しである。そこで嘉定県知県毛正坦の道光十一年（一八三二）の禁令を示す論文を挙げてゐる。前掲の南翔鎮志で康熙二十五年（一六八六）江蘇巡撫趙士林的嚴禁により、一時は収束したかに見えた脚夫の勒索把持の弊害は根本的には改善されず、十九世紀の清末まで至るのである。なお、羅店鎮では清前期の脚夫取り締まり策として、康熙二十年の禁令、碑文作製があったことが知県毛正坦の示諭から分かる。脚夫等の勒索把持はなぜ禁止できないか。それは右文でもその禁止命令が当の脚夫人等に対しても出ているように、脚夫等はそれ自体の存在は公認されていた、というより、江南市鎮社会の運送業者として

むしろ必要な存在と目されていたからである。その点で打行や訟師その他、禁止廃絶が目される組織や業種と、同じく遊手・無頼層が保わるものといっても差異が認められる。しかも、脚夫は商品生産の展開により進展が期待される「舗戸の貨物」輸送を担当すると同時に、市鎮庶民の生活上により年一年と派手になり華美になった市鎮住民の婚礼と葬式喪礼関係の諸運搬人として役割を果たす。脚夫がこの輸送業の両面を持つことは重要である。しかし、それは脚夫だけのことではなかった。打行、訟師等の遊手無頼層にしても同様であったと思える。

## 小 結

万曆三十三年（一六〇五）序刊『嘉定県志』卷一、疆域考、上、市鎮、南翔鎮に、

在県治南二十四里。因寺而名。其地、東西五里、南北三里。往多徽商僑寓、百貨填集、甲於諸鎮。比為無頼蚕食、稍稍徙避、而鎮遂衰落。

とあり、徽商すなわち新安商人が木綿織物を購入に來鎮し、繁栄した南翔鎮は無頼の台頭、蚕食とともに次第に衰微したとするが、同じく羅店鎮については、

在県治東一十八里。元至元間、里人羅昇所創、故名。其地、東西三里、南北二里。近海多魚鮮。比閭殷富。今徽商湊集、貿易之盛、幾埒南翔矣。

羅店鎮はその四至里数など南翔鎮より小さかったが、近年徽商が集まり、南翔鎮と並ぶ発展を見せた。因みに、光緒七年序刊『嘉定県志』卷一、疆域志、風俗には「金羅店、銀南翔」とその繁栄は逆転している。脚夫等の無頼の規制が重要である。それは明清時代の江南市鎮は商品生産の発展によって成立した小都市であり、当該市鎮に所在する市場において自由な取り引きが保障されることが必須であったためである。無頼やくざがその市場を占拠すれば、当該市鎮は忽ちに衰微すると南翔鎮のごとくである。

註

- (1) 川勝守「明清時代、商品生産の展開と江南市鎮の形成」、『九州大学東洋史論集』二五号、一九九七年。
- (2) 西嶋定生「中国初期棉業市場の考察」、『東洋学報』三二卷二号、一九四七年、後、同著『中国经济史研究』八八四頁、参照。
- (3) 実はこの変化がなぜ起こったかは、史料文言は何も語らない。綿布購入商人の資金内容に変化があったことは確実であるが、詳細は不明。綿布問屋、仲買いと客商の間に金銭授受を後回しできるような固有な信用関係が成立していることは確実である。
- (4) 川勝守「書評・陳学文著『明清時期 杭嘉湖市鎮史研究』」、『東洋学報』七六卷三・四号、一九九五年。
- (5) これまで著者は明清時代の遊手無頼に関して、数篇の論考を作製したが、市鎮については本章が最初である。著者の従来の研究は次の通り。「明末、南京兵士の叛乱―明末の都市構造についての一素描」、『星博士退官記念・中国史論集』一九七八年、「中国近世都市の社会構造」、『史潮』新六号、一九七九年、「中国封建国家の支配構造」第十三章、旧中国社会の形成、東京大学出版会、一九八〇年。「徐乾学三兄弟とその時代―江南郷紳の地域支配の一具体像」、『東洋史研究』第四〇卷三号、一九八一年、「明末清初の訟師について―旧中国社会における無頼知識人の一形態」、『九州大学・東洋史論集』第九号、一九八一年、「明末清初における打行と訪行―旧中国社会における無頼の諸史料」、『史淵』第一一九輯、一九八二年、等。
- (6) 明清時代の江南社会における遊手無頼研究の中で打行と脚夫の関係を基軸に考察した注目すべき研究に、上田信「明末清初・江南の都市の『無頼』をめぐる社会関係―打行と脚夫」、『史学雑誌』第九〇編一二号、一九八一年がある。